

質問書回答①

件名) 関越自動車道 所沢管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	交通規制図(13)(25)(38)の規制種別について	交通規制図(13)(25)(38)において上記の交通規制図記載のテーパー部は、延長に大小ありますがすべて独立して3か所存在しております。また通常の2テーパー規制の保守配置人員と比較して、3名→4名と1名増員されております。特記仕様書23-16-1にテーパー箇所数(T)に3か所無い為、交通規制図(13)(25)(38)は、テーパー数2箇所の規制と考えるべきか、もしくは上記規制図は、契約後変更想定として添付されているのでしょうか?ご教示願います。	交通規制図(13)(25)(38)についてはテーパー数2箇所の規制とお考え下さい。
2	交通規制図(14)(15)の規制種別について	交通規制図(14)(15)において関越道6車80km(昼間)上り線と記載されておりますが、該当区間の上り線舗装工事はすべて夜間工事である為、上記規制図は無きものと想定してよろしいでしょうか?もしくはLED点滅灯を追加して、車線規制II-A1(夜)の規制図と読み替えてよいのでしょうか?ご教示願います。	関越道6車線80km/h区間の夜間工事における規制形態については交通規制図(8)(9)をご参照下さい。